

# 青色申告

蒲田会報

No. 823

令和5年12月号

ホームページのパスワード

s4f9

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

## 源泉所得税年末調整指導会は電話による完全予約制となります

源泉徴収義務者となっている方は、源泉所得税の納付と年末調整をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では年末調整の指導を完全予約制で行いますので、下欄の注意事項と2ページの必要書類をご確認の上、電話予約をしてください。

納期の特例を適用している方の令和5年7月から12月までの源泉所得税の納付期限は令和6年1月22日(月)です。1日でも納付が遅れますと、加算税と延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、支給の金額等を領収済通知書に記入し、税務署へ提出しなければなりませんのでご注意ください。

なお、感染症対策として、ワクチン接種の有無に関わらず、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを(鼻からあごを覆うように)正しく着用することを必須とさせていただきます。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

### 記

開催日	予約開始日
① 令和5年12月11日(月)～15日(金)	11月28日(火)
② 令和5年12月18日(月)～22日(金)	12月5日(火)
③ 令和6年1月9日(火)～10日(水)	12月12日(火)

・開催時間：9：00、9：30、10：00、10：30、11：00、13：00、13：30、14：00、14：30、15：00

※予約時間は、給与支払者数、他の会員の方の予約状況等を考慮して承ります。

・予約電話番号：03-3732-1310

※予約は、平日の9：30～11：30、13：30～16：00、お電話にて承ります。

なお、指導希望日当日と12月26日～1月8日は予約の受付が出来ませんので、ご了承ください。

また、令和6年1月11日(木)以降は決算指導となりますので、年末調整のご予約は承れません。

年末調整の指導をご希望の方は、1月10日(水)までに指導が受けられるよう、必ず事前予約をお願いいたします。

・会場：事務局

・注意事項と必要書類：下欄と2ページをご覧ください。

感染症の予防策を検討した結果、年末調整指導会を完全予約制とし、年末調整指導を受ける会員の皆様には事前準備をお願いすることになりましたので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

◆ 電話による完全予約制となります←お待ちになる間、会員同士の接触が避けられます

◆ ワクチン接種の有無に関わらず、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを(鼻からあごを覆うように)正しく着用することを必須とさせていただきます。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。

←万一、感染症ウイルスを保持している場合に備えられます

◆ ご自宅にて、源泉徴収簿・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・給与支払報告書(個人別明細書と総括表)の記入・記載をして(2ページ参照)、その記載済みのものをご持参ください←接触時間を短縮できます

※記載方法等が分からない方は、「令和5年分 年末調整のしかた」をご覧ください。①令和5年12月11日(月)～15日(金)の期間に、記載方法等の指導を受けてください。

◆ ボールペン・電卓をご持参ください←接触によるウイルス感染が防げます




《令和5年分  
年末調整のしかた》

**源泉所得税年末調整指導会開催の必要書類と注意事項****・必要書類**

- ① 令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）  
※支給月日・総支給金額・社会保険料等の控除額・算出税額と、それぞれの合計金額を記入して、その記入したものをご持参ください。
- ② 令和5年分（2023年）給与所得者の扶養控除等（異動）申告書  
※「給与支払報告書（個人別明細書）」には給与の支払いを受ける者とその控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となりますので、従業員・青色専従者本人に、本人とその配偶者・扶養親族等の個人番号の記載を求め、その記載したものをご持参ください。
- ③ 令和5年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書  
※従業員・青色専従者本人に、本人の氏名・住所と、配偶者控除等を受ける場合は、その合計所得金額の記載を求め、その記載したものをご持参ください。なお、令和2年分より「基礎控除」が改正され、この控除を適用するためには、従業員・青色専従者から「基礎控除申告書」の提出を受ける必要があります。万一、「基礎控除申告書」がない場合、年末調整において基礎控除を受けることができません。
- ④ 令和5年分給与所得者の保険料控除申告書とその各種証明書  
※従業員・青色専従者本人に、控除証明書を参考にその金額の記載を求め、控除証明書（生命保険料・地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の支払金額がわかるもの、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等）と共に、完記したものをご持参ください。
- ⑤ 給与支払報告書（個人別明細書と総括表）  
※原則として区役所より送付されますので、支払を受ける者（従業員や青色事業専従者）と支払者（事業主）の住所・個人番号・氏名を所定の箇所に記載し、その記載したものをご持参ください。
- ⑥ 領収済通知書（納付書）  
※税務署より送付されたものをご持参ください。
- ⑦ 令和5年1月～令和5年6月分の領収証書（納付書の控え）
- ⑧ 事業主の印鑑
- ⑨ 筆記用具（ボールペン）、電卓

**・注意事項**

- イ 平成29年より、領収済通知書（納付書）や年末調整のしかたと同封されていた「給与所得に対する源泉徴収簿」等は配布されておられません。必要な方は、事務局又は税務署や国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）にて入手してください。特に、年末調整（基礎控除や保険料控除等）を受ける従業員、青色事業専従者のいる方は、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、給与所得者本人に記載・提出を求めてください。
- ロ 令和元年分までは、給与の支払いを受ける者が大田区の場合、当会で「給与支払報告書」をお預かりし、大田区へ提出しておりましたが、法令順守の観点から、令和2年分より事業主ご本人にご提出いただくようになりましたので、ご了承ください。  
なお、給与支払報告書が送付されない場合、事務局又は大田区又は税務署等でも配布しておりますので、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、「令和5年分 年末調整のしかた」を参考に必要事項を記入・記載し、その記入・記載したものをご持参ください。
- 
- 《令和5年分  
年末調整のしかた》
- ハ 必要書類が不備の方は、再来局をお願いいたします。なお、記入・記載の仕方等が分からない方は事前に説明をいたしますので、令和5年12月11日（月）～15日（金）の期間に記入・記載の仕方等の指導を受け、必要書類を準備し、再来局をお願いいたします。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

## 蒲田税務署からのお知らせ

### 決算説明会のご案内

#### 1 説明事項

- 確定申告に当たっての留意点 ○帳簿の締切り方及び家事費・家事関連費と必要経費の区分の仕方等
- 収支内訳書又は青色申告決算書の書き方 ○消費税等の決算・申告等
- インボイス制度の概要や登録申請の方法 ○「e-Tax」の概要

#### 2 開催日時・会場等 (事前予約制ですので、参加希望の方は「問合せ先」宛てに連絡してください。)

開催日時	説明対象者	会場
12月19日(火) 9時30分～11時30分	事業所得 及び 不動産所得を有する方 (事業所得中心にご説明します。)	蒲田税務署 5階会議室 大田区蒲田本町2-1-22
12月22日(金) 13時30分～15時30分		

#### 【問合せ先】

蒲田税務署 個人課税第1部門 指導担当者 大東(ダイトウ)

電話 03-3732-5151 (内線213)

## YouTubeの国税庁動画チャンネルもご視聴ください



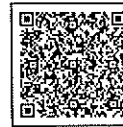
記帳・決算の仕方



確定申告特集



年末調整特集



消費税 インボイス制度特集

### 陳情を行いました

令和5年9月6日、大森青色申告会・雪谷青色申告会と共に、「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情」を大田区長と大田区議会議長に行いました。



## 青色共済へのご加入をご検討ください!!!

青色共済は、疾病等による死亡・入院が発生したとき等にお見舞金が給付される、会員相互の助け合い制度です。85歳6ヶ月まで継続加入ができ、傘寿金の給付を受けて自動脱退となります。

蒲田会で加入されている方に対する令和4年度のお支払は、4,192,500円で、「青色共済に加入してよかった」との声をいただいております。入院等の請求手続きは簡便ですので、是非、ご加入の検討をお願いします。

青色共済会費は、月額1人1,000円。便利な口座振替をご利用いただけます。

新規のご加入資格は、加入時現在、健康で正常に業務に従事している昭和32年11月2日～平成20年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方です。

また、昭和32年11月2日～昭和33年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方は令和6年1月19日までのご加入が最後のチャンスです。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

# 都税だより

☆12月は固定資産税・都市計画税

第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(水)までにお納めください。

固定資産税・都市計画税(23区内)は、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納税できますので、ぜひご利用ください。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも簡単に納税できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

([https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei\\_nouzei.html#L16](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16))

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

# 事務局より

◎所得税決算書・消費税内訳書の作成準備指導会開催のご案内

確定申告には日々の記帳を基にした決算書・内訳書の作成が必要です。自己の責任において決算書や内訳書の作成が完了した方は、2月3月に開催の「確定申告指導会」にご参加いただけます。

青色申告特別控除55万円を目指す方で、原始記録との照合が出来ていない、決算仕訳が出来ていない、貸借対照表が一致していない等の方や、

インボイスの登録等により消費税の申告が初めてで、内訳書の作成方法が分からない等の方は、「所得税決算書・消費税内訳書の作成準備指導会」にご参加ください。また、例年、確定申告の指導が一回で終わらない方もご参加ください。なお、完全予約制となりますので、事前に電話予約をしてください。

日 程：11月27日(月)～12月8日(金) (土・日は除く)

開催時間：9時30分・10時30分

13時・14時

会 場：事務局

・持ち物：帳簿書類一式・筆記用具等

※感染症対策として、ワクチン接種の有無に関わらず、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを(鼻からあごを覆うように)正しく着用することを必須とさせていただきます。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。

# ◎お願い

住所・電話番号、その他の変更等や、事業を廃業された場合は、変更届・退会届等の書類の作成と税務署への届出が必要になりますので、事務局までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

# ◎年末年始休暇のお知らせ

12月29日(金)から令和6年1月4日(木)までは、年末年始休暇となります。

# 青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

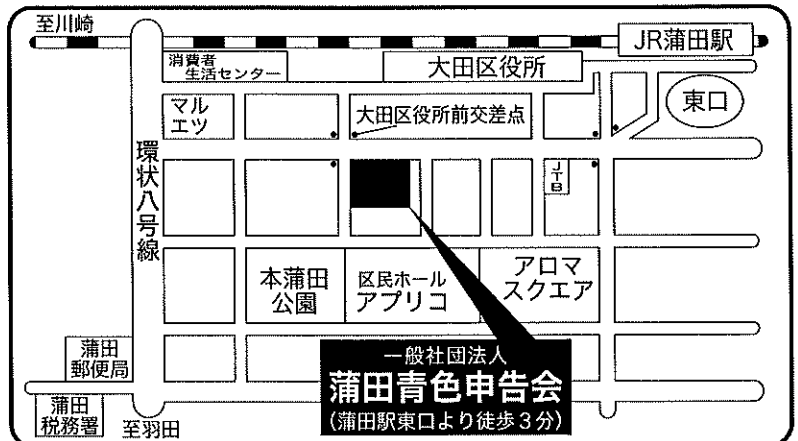
12月25日(月)に令和6年2月～4月分を指定口座から引落します。残高不足にならないようご注意ください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

入会金 2,000円  
会費 年額24,000円  
(月額2,000円)

# 一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイム蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



# 十一月 事業報告

- 六日～十四日 記帳確認指導会 事務局
- 九日 東青連第2ブロック局署会合同協議会 東京青色申告会館
- 一〇日 蒲田税務五団体共催署長「講演会」アプリコ
- 蒲田税務五団体連絡協議会主催「座談会」 蒲田税務署
- 一二日 蒲田税務五団体共催「税金クイズ」 蒲田税務署
- 一六日 納税表彰式 JR蒲田駅西口周辺 プラザ・アペア
- 二二日 記帳説明会 蒲田税務署
- 二二日 執行部会 事務局
- 二七日～三〇日 決算準備個別指導会 事務局
- 二九日 記帳説明会 蒲田税務署